

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（障害者支援課）

一 趣旨

厚生労働省令「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴う条例の一部改正

二 内容

障害児施設・事業所の運営に関する基準の改正

(一) 電磁的記録による対応

(二) 電磁的方法による対応

三 施行期日

令和三年七月六日

ただし、適用日は令和三年七月一日